

技術標準化活動におけるホールドアップに関する考察

浜田治雄^(*)・鈴木信也^(**)

近年の技術進歩により、標準化活動が企業の事業戦略のみならず国家政策としての重要性を占めるまでに至っている。しかし、各事業者間での協調を前提とする標準化行為について、当該行為を阻害する様々な問題が生じている。その一つとして、標準化団体に参加したが標準にかかわる知的財産を開示することなく、標準策定時に機関を脱退し、法外なロイヤリティーを要求するホールドアップと呼ばれる問題が挙げられる。各国の熾烈な国際標準化競争が行われている今日、標準化技術を有する事業者のこうした行為は今後も増加してくるものと思われる。本稿では、このホールドアップ問題について焦点を当てた考察を行う。本稿の構成として、まず、技術標準の様々な形態の紹介と近年の産業界の動向を取り上げる。次に、問題提起として、米国の判例(ラムバス事件)や米国司法省(DOJ)と連邦取引委員会(FTC)が公表した指針を取り上げ、ホールドアップ問題の所在と米国の法的・政策的な対応を考察する。そして、米国の事例をもとに、日本国での有効な対策、とりわけ独占禁止法の適用の可否について、独自の考察と共に検討を行う。

<目次>

1. はじめに
2. 技術標準と近年の産業界の動向
3. 問題提起
4. ホールドアップに対する日米独占禁止法の検討
5. おわりに

筆者は、平成18年より日本大学大学院法学研究科で浜田治雄教授の指導の下、知的財産に関する研究を行ってきた。浜田教授の深い洞察力、特に知的探求心にはいつも驚かされ、私たちに最先端技術や、それを生み出した人の「知恵」の素晴らしさをご教授くださった。筆者が技術標準に興味を持ち、研究を始めるきっかけとなったのも浜田教授の影響とご指導によるものである。本稿は浜田教授の古希記念論文として、多大な感謝と共に浜田教授に捧げるものとする。

1. はじめに

近年の急速な技術革新は、各国の産業成長を担うまでとなり、時に一つの有力な技術の登場が、従来の産業構造を一変させてしまうほどのダイナミズムを有している。その中で有力な技術が世界全体のルールとなり、ルールとなった技術を有する企業は莫大な利益を得ることが可能となる。特にネットワーク外部性^(*)の効果が強い情報通信産業について考えてみると、企

業は従来のコア製品の開発ではなく、標準を遵守した製品開発をしなければ生き残ることは出来ない時代となっている。こうした背景から、国際標準化活動はもはや企業だけの問題ではなく、国家政策にかかわる重要な位置を占めるようになった。

例えば中国では莫大な人口を活かし、独自企画のMPEG4を採用したEVD企画、第3世代の中国国内規格であるTD-SCDMA規格、無線LANの中国独自規格であるWAPIなど、中国国内での技術標準戦略を積極的に行い、国際標準化を目指している^(**)。

標準化を行う各企業が独自に有する技術を一定のルールの下で集積し、開示することによって当該技術の普及をはかる。標準化された技術が根底となり、各企業はその技術を遵守した上で、他社製品との熾烈な差別化競争を行っている。

そして、近年の技術の高度・複雑化や知的財産保護の政策により、標準化された技術の多くに知的財産権が含まれるようになった。各企業は標準化にあたり、権利を統括する機関を設立し、そこに有する知的財産を集積し、一括管理を行うパテントプールの利用が高まりを見せている。当該機関では、構成員による機会主義的行動を防止するという観点から、特許権等の開示に関するルール(パテントポリシー)を策定する。

しかし、こうした各企業が歩み寄り標準化を策定する行為自体はいわゆる談合のように解釈される恐れもあり、パテントプールの形成や形成後の事業者または

(*) 金澤工業大学大学院教授

(**) 日本大学大学院法学研究科博士前期課程私法学専攻知的財産コース 在学中

(*) ネットワーク外部性とは、当該製品の所有者が増えれば増えるほど、所有者の正の便益が増大することを言う。

(**) 江藤学「産業政策としての標準化」日本知財学会誌(2007)16頁参照

事業団体の行為は常に独占禁止法の問題が内在されている。その中で注目すべきは、標準化団体に参加した者が標準にかかわる権利を開示することなく、標準策定時に機関を脱退し、法外なロイヤリティーを要求するホールドアップと呼ばれる問題である。

こうしたホールドアップ行為に対する判例はいくつか存在するが、いまだに明確な対策が出来ているとは言えない。また、法適用の側面では独占禁止法が挙げられるが、標準形成後の構成員または団体の行為による独占禁止法の適用は多く書かれているが、形成時の問題について取り上げたものは少ない。

そこで、本稿は標準形成時におけるホールドアップ問題に対する現状を米国の事例を通じた紹介を行い、当該行為に対する独占禁止法の適用の可否を検討し、有効な対応策について考察することを目的とする。

技術標準と近年の産業界の動向

2-1 標準の定義

本稿で用いられる用語の定義を明らかにする。また、本稿で取り上げるホールドアップ問題の前提として技術標準の類型や近年の産業界の動向を簡潔に取り上げる。

標準の定義は必ずしも明確にされているわけではないが、一般的に標準とは、「それに関係する人々の間で、当該事項の性能・機能・寸法・動作・配置・手順・概念等について定め統一」することとされている^(*)3)。

本稿では製品開発に含まれる技術に関する標準を取り扱うものとし、その意味で技術標準とは、「何らかの正式の合意に付随して生産者が従う技術仕様」と定義する^(*)4)。

ここでの合意は、企業間での当事者間合意のみならず、ISO や ITU 等の標準化団体における合意も含まれるものとする。

2-2 標準の目的と類型

標準化の目的は大きく以下の点が挙げられるであろう。すなわち、①相互関係の促進、②互換性の確保・インターフェースの整合性、③多様性の調整、④適切な品質の明確化である。

その中でも近年の技術のデジタル化・ネットワーク化により、各企業は製品の互換性の確保・インター

フェースの整合性を確保することが急務となった。もはや自社のコア技術を活かしたスタンドアロン製品のみで収益を上げられる時代は過去のものである。独自の技術のみで事業活動を行うのではなく、企業間で調和を図り互換性の確保を図ることは、一見、企業活動への制約であると思われる。しかしながら、企業にとって技術の標準化を行うことで、(1)重複投資の回避、(2)市場の普及促進、(3)経営資源の選択と集中による効率性の確保等のメリットが考えられる。

ユーザーサイドから見ても、製品の互換性の確保によって特定の企業に拘束されることなく製品の選択が可能となり、その存在を意識する、しないにかかわらず技術標準という恩恵を受けていることは間違いないように思われる。

標準の類型は大きく分けて以下の三種類が挙げられる。

- ① デジュールスタンダード：「規格国際標準化機関等により定められた標準化」あるいは「民間事業者同士での合意に基づく公式的標準化」を指す。
- ② デファクトスタンダード：「標準化機関の有無にかかわらず、市場競争の結果、事実上の大勢を占めるようになった規格」を指す^(*)5)。
- ③ コンソーシアムスタンダード：「仕様設計時から標準化を意識し、市場での多数派となるための連合を形成して、事実上の標準の地位を獲得すること」を指す^(*)6)。

2-3 近年の標準化戦略

「標準化・規格化」という概念自体は新しいものではなく、古くはそれに関係する人々の間で、当該事項の性能・機能・寸法・動作・配置・手順・概念等について定め、統一することで、利益や利便性が公正に得られるようにするという意味合いを有していた。

その意味で従来の標準化は雑多に乱立していたものを1つの規則に取り纏めることであり、公的な側面が非常に強かったものと思われる。

しかし、近年の技術の高度化・複雑化やグローバル化の進展等の要因は近年の標準化の概念を一変させた。従来の標準策定に係わっていた政府機関だけでなく、現在はコア技術を有する企業が、いかに戦略的に自社技術を標準化させ、技術の普及を図り収益を得るかという、公的かつ私的な側面を有する標準化

(*)3) JISC 日本工業標準調査会「工業標準化」<http://www.jisc.go.jp/index.html> 参照

(*)4) 伊藤隆史「情報産業における技術標準と独占禁止法」法学(2006) 381頁参照

(*)5) 山田英夫「デファクトスタンダードの競争戦略」(白桃書房 平成16年)15頁参照

(*)6) 安田和史「標準化活動における競争戦略とパテントプール」日本大学法学研究年報第37号

戦略の時代へと変遷を遂げている。このような時代では、一社単体の技術が事実上の標準を得ることは稀であり、逆に標準策定段階で、各企業間での調和を図り、標準に連動した技術開発を行わないと、単体技術が市場に受け入れられなければ市場から排除されてしまうという大きなリスクを抱えることになる。故に、現在では製品の上市前に、標準化団体あるいは企業間で技術仕様を統一するという一定のラインを引き、その上で品質や価格等で差別化競争を行うことが主流であると言える。

2-4 技術標準とパテントプール

米国プロパテント政策に端を発し、人が生み出す知恵・アイデアを権利として保護するという知的財産保護の意識が日本においても高まりを見せている。企業は研究開発の段階で、生み出された技術の特許出願し、自社技術の保護や事業の円滑化を図るとともに、技術の有効利用を行うなど、戦略的な知的財産権の活用を行っている企業が増大している。

その中で、技術標準の策定プロセスにおいて採用される標準の大部分に知的財産が含まれる事態が生じてきた。これはすなわち、標準技術に占める知的財産の数が膨大となるほど、ライセンス契約の複雑化や権利侵害のリスクなど、標準設定の当事者における利害関係を創出することになる。

こうした背景から、知的財産が多く含まれる技術標準の策定にあたり、権利者の権利を集積して、広くライセンスを行うパテントプールという仕組みが用いられるようになった。

パテントプールの例として、画像圧縮技術に関する MPEG 技術標準であり、その基礎的規格を構成している MPEG2 パテントプールが代表的なものとして挙げられ、MPEG2 の改良規格である MPEG4 及び MPEG-4AVC についても独立のパテントプールが運用されている。また、DVD 関連技術をライセンスしており、日本で設立された「DVD6C」や「DVD3C」、第三代移動体通信分野における「W-CDMA」パテント・プラットフォームが挙げられる^(*)7)。

パテントプールのメリットとして、①技術標準に必要とされる特許を管理団体が一括で管理することによる、過剰なライセンス料の回避、②必須特許のワンストップショッピング、③技術の第三者への普及という

点が挙げられる。

このように、多くの技術に知的財産が含まれるなか、円滑な技術標準の策定にあたりパテントプールの活用注目が集まりつつある。現在では、情報通信技術分野で積極的に活用されているが、今後は医療系バイオ技術や環境保護技術等にも拡大していく見通しである^(*)8)。

しかしながら、企業が互いの技術を持ち寄って標準を策定する行為や、当該機関での内部取り決め、標準策定後の取引行為など、市場との関係で常に独占禁止法との抵触の問題を考慮する必要がある。その中で、本稿ではこれより知的財産を含む標準化活動において、その技術標準の阻害要因となるホールドアップ問題の実態を検討し、有効な対策方法の提示を試みることにする。

問題提起

3-1 パテントプールとパテントポリシー

ホールドアップ問題について述べる前に、パテントプールの形成過程と標準化団体における構成員の取り決めを示したパテントポリシーについて若干の説明を加えたい。

まず、パテントプール形成の前提として技術標準の策定が行われる。次にその技術標準に必要とされる特許(必須特許)を選定し、並行して必須特許を一括管理するライセンス会社の選定・設立を行う。その後、必須特許を有する権利者が集まり、ライセンス条件及び契約書案の決定を行う。そして、当該標準策定行為が独占禁止法に抵触するかどうかの判断を独占禁止法当局における事前審査で判断し、パテントプールの運用が開始される^(*)9)。

その中で、標準化団体と構成員の間でパテントポリシーと呼ばれる、当該技術標準に関連する特許の保有宣言書の提出や当該特許の許諾方針の表明、ライセンス条件などについて定める各種のルールが策定される。

標準化行為は企業間での協調行為であり、かつ、標準を利用する企業を増やし市場を拡大していく必要がある。そのため、標準化団体は標準関連特許を有する企業に対し、ロイヤリティーを合理的な価格に抑えるよう約束させる必要がある。故に、標準化団体でのライセンス条件の多くは、構成員がライセンシーに

(*)7) 経済産業省基準認証ユニット「標準化と研究開発・知的財産を巡る課題」(平成 15 年)参照

(*)8) 加藤恒「パテントプール概説」(発明協会 平成 18 年) 178 頁 参照

(*)9) 加藤 前掲註(7)27 頁 参照

対して設ける条件が合理的内容であり、かつ無差別 (RAND 条件) であるように調整されている。

また、標準化団体の多くは RAND 条件だけでなく、標準関連技術の事前開示を行うべきであるとされている。事前開示とは、特定の技術を標準とすることを標準化団体が計画したが、標準作成の段階にはまだ着手していない時点において、その標準技術に必要な知的財産を自社が所有しているか、あるいは申請中であるかについて、標準化参加企業が互いに公開することである^(*10)。

標準化団体による標準技術の開示約束は、本稿で取り上げるホールドアップ防止を目的としていると思われる。しかし、現時点では、技術の開示が法的に拘束力を持っているのではなく、開示の定義の不明瞭さが米国においても問題を引き起こしている^(*11)。

開示約束を義務化するべきか、どこまで開示すべきかなど、考察すべき課題は多い。

3-2 ホールドアップ行為とは

これまで述べてきたとおり、技術標準化活動とは、技術に関する当事者間での合意を基に成り立つものであり、技術を広く普及させるという意味では企業におけるオープン戦略であるが、標準策定後は当該技術に拘束されるという制約的な意味合いも有している。故に、技術策定には企業間での調和が不可欠である。特に、技術に多くの知的財産が含まれる今日では殊更その傾向が顕著である。

しかしながら、標準策定会議において知的財産の存在を隠匿し、当該活動により技術標準が確立した後になってその権利等を主張するような行為 (ホールドアップ問題) が米国を中心に生じることとなった。こうした行為を行う企業は、自社の標準に取り入れなかった必須特許を駆使して、当該標準技術を使用する企業に対して法外なロイヤリティーを請求する。ホールドアップ問題は、標準活動の大きな阻害要因となる潜在的な可能性を秘めている。現在、こうした問題は日本国内においては生じていないが、グローバル化により、国際的視野で製品開発を行うことが必須となった今日においては、海外企業とのアライアンスを通じた標準活動もなされており、日本企業としても見逃すことの出来ない問題である。本稿では、標準化団体による標準策定プロセスに焦点をあて、ホールドアップ

問題と独占禁止法との適用の可能性についても考察を試みたいと考えている。

尚、本稿で取り扱うホールドアップとは標準化団体に参加した企業が、欺瞞的行為 (EX: 標準技術を隠匿する行為等) により標準化技術に関連する知的財産権を取得し、その権利を濫用的に主張する行為であるものとし、正当に標準化技術に関連する知的財産権を獲得した後にその権利を濫用的に主張する行為や、標準化技術に関連する権利を有しながらも標準化団体に参加しない者 (アウトサイダー) とは峻別して取り扱うものとする。

3-3 事例検討 (ラムバス事件)

ホールドアップが問題になった事件として、米国でのデル・コンピュータ同意審決 (1995 年)、JPEG 事件 (2002 年)、ラムバス社事件等が挙げられる。その中でも、2006 年、ホールドアップ行為に対して反トラスト法違反を認めた米ラムバス社事件に注目し、米国連邦取引委員会 (FTC) が当該行為に示した判断を検討したい。

米国ラムバス社は 1990 年に 2 人の教授によって設立された、高速チップ間インターフェース技術の開発・設計を行う企業である^(*12)。

この事件の舞台となったのは DRAM (Dynamic Random Access memory) 関連の規格を採択する米国標準化団体 (JEDEC) である。JEDEC は 1990 年、シンクロナス DRAM (SDRAM) のデザインとアーキテクチャーに関する標準化作業の開始を決定し、会合が開かれ、ラムバス社もその会合に参加した。他の標準団体と同様、JEDEC もパテントポリシーを有しているため、JEDEC は構成員に対して標準化技術に関する特許を有しているかの申告を求めている。それに対して、ラムバス社は 1 件の米国特許の開示を行ったが、それは JEDEC が審議している標準技術とは関連のない特許技術であり、それ以外の開示をラムバス社は行わなかった。

ラムバス社は標準技術の策定審議中も JEDEC の構成員であり、そこから得られる情報をもとに、出願中の特許クレームや明細書を修正し、JEDEC が採用する標準化技術に関連した特許を取得した。その後、ラムバス社は JEDEC を脱退した。

脱退後、ラムバス社は JEDEC で採択された技術標

(*10) 加藤 前掲註(7)101 参照

(*11) 川濱昇「技術標準と独占禁止法」125 頁 参照

(*12) ラムバス社 HP <http://www.rambus.com/jp/about/index.html> 参照

準の中で開示されていない、自社が有する必須特許を基に侵害訴訟も範疇に含めた積極的なライセンス活動を行い、多くの特許料収益を獲得した。

このようなラムバス社の一連の行為⁽¹⁾標準が広まるまで、継続的出願を特許庁の審査に継続させておき、採用された標準の仕様を見て、必須特許となるようにクレームを追加ないし補正してから特許権を獲得する行為、⁽²⁾意図的に反競争的・排除的な行為に従事することで獲得した市場支配力を濫用する行為が、米国バージニア州法の「フロード」(詐欺)ならびに連邦取引委員会(FTC)による反トラスト法違反に問われた^(*13)。

結果として、民事事件についてはラムバスのフロードが立証できなかったため、ラムバスが勝訴した。次に FTC による審理では、審判官による審決案ではラムバスが勝訴したが、FTC の委員会では審判官の審決案をくつがえし、ラムバスの反トラスト法違反を認定した。

3-4 ホールドアップが提起する課題

ラムバス事件では、最終的にラムバスの欺瞞的行為による排除行為の違法性、市場の独占力の獲得と、両者間における因果関係が認定される結果となった。しかしながら、そこに至る経緯は多くの紆余曲折を経ている。例えば、標準化団体(JEDEC)による標準化関連技術の公開約束が不明確であったことである。JEDEC には、その標準化団体に参加する企業は「出願中の特許も公開する」という原則があったがそれが明文化されていなかった。このルール上の不備がラムバス社の行為が不正と言えるものかどうかの判断を分ける点となってしまう、裁判所の判断が分かれる結果となってしまった。このことは、競争法によるホールドアップ対策だけでは限界であることを示しており、標準化に参加する企業は RAND 条件と標準技術の事前開示に加え、参加企業間のより詳細なライセンス条件の策定が求められることになる。

また、標準化団体による必須特許のホールドアップ問題だけでなく、必須特許は有しているが標準化団体に参加しないアウトサイダーや、近年増加しつつある研究開発(R&D)専業企業による当該行為も考えられる。企業間での標準化行為はオープン標準であることが原則であるため標準関連技術を有していても、標準化団

体に参加することは強制的ではない。そのため、こうしたアウトサイダーが自社の標準技術に基づいて何らかの権利行使を行う際には標準化団体は作成する標準技術を変更せざるを得ず、また、標準技術を避けられない場合は法外なロイヤリティーを支払わざるを得ない。

研究開発専業企業については、自社で事業を行っていないため、ライセンス契約ではライセンサーとなることほとんどであり、高額なロイヤリティーの取得を意図した戦略的な知的財産の活用が可能である^(*14)。

こうした行為は、標準化団体による円滑な標準化行為を妨げる恐れがある。日進月歩で進化する現代技術において、製品開発のスピードは企業の生命線であり上市の遅れは企業活動の致命的な痛手を及ぼしかねない。一方、アウトサイダーの標準化団体への参加の自由は認められるべきであるし、研究開発専業企業においても自社で有する権利を実施しないことが何らかの罰則を受ける規制は存在しない。こうした、標準化に参加する者としめない者との自由の均衡の困難さがホールドアップ問題には内在され、事態を困難なものとしているのである。

ホールドアップに対する日米独占禁止法の検討

ホールドアップが生じた際の事後的規制として、独占禁止法の適用の可否を考察する。その際、日本国内についてはこうした問題が未だ生じていないため、米国での判例や司法省・連邦取引委員会による報告書を参考とした後に、国内法での検討を試みるものとする。

4-1 米国反トラスト法

米国反トラスト法はシャーマン法、クレイトン法、連邦取引委員会法の3つの法律が中核となっている。その中でシャーマン法の目的は競争機能の自由な発揮が資源の最適配分、価格の低廉化、品質の向上および経済的進歩を達成させるとともに、他面で、自由かつ民主的な政治・社会制度の基盤をなすものとしている。

また、米国反トラスト法の違法性判断は、当該行為が競争促進的であるか、それとも競争阻害的であるか、すなわち経済効率を改善させるか否かという観点を中心として行われる^(*15)。

(*13) 藤野仁三「米連邦取引委員会(FTC)審決に見る標準化プロセスでの反競争的行為」知財管理(2007)参照

(*14) 滝川敏明「標準化と競争法」日本知財学会誌(2007)36頁参照

(*15) 服部育生「比較・独占禁止法」(第7版)(泉文堂 平成18年)9頁参照

本稿で取り扱っている標準化行為において反トラスト法上問題となる可能性があるのは、取引を制限する共同行為を禁止するシャーマン法1条、不当な独占化を禁止する同法2条、欺瞞的慣行・不公正な競争方法を禁ずる FTC 法(連邦取引委員会法)5条との関係である。

従来の反トラスト法は、価格カルテルに関しては厳しい対応を取っており、価格決定協定や談合については競争の核心である価格競争を阻害するという点から、明白な違法が認められるとして当然違法の判断がなされてきた^(*16)。

企業間における標準化行為もこうした危険性が内在していることは明らかであるが、当該行為の反トラスト法の適用判断としては基本的に合理の原則^(*17)が適用されることになる。なぜなら、標準化団体における知的財産開示や RAND 条件の協調決定の究極的な目的は、ホールドアップを未然に防ぎ、標準化を実現し、消費者利益に資することである。しかしながら、標準機関で行われる全ての行為が合意の原則が適用されるのではなく、あからさまな競争制限の温床として利用される場合は当然違法の適用も免れない。

こうした条件とホールドアップ行為に関連した米国判例を概括すると、主に(1)欺瞞的行為による競争上有利な地位及び市場力の確立(2)標準設定プロセスの阻害行為が問題になっていると考えられる。

(1)に関しては、デル事件やラムバス事件にもあるように、標準化団体に参加したものの標準設定について必要とされる特許権を有していたにも関わらず、当該特許権を開示しなかったことが問題とされた。なぜならば、オープン化を原則とする標準化活動においては技術の普及を促進するためにも合理的な価格で技術のライセンスを行うことを構成員に約束させるが、同じ標準化技術を有している企業が当該技術を開示せずに技術標準が策定された場合は、その技術を合理的な価格でライセンスする必要はなく、競争上有利な立場になりうるからである。

そして、こうした競争上有利な立場を利用した行為が(2)のような標準設定プロセスの阻害行為として問題になる。法外なロイヤリティーがどれほどのものか明確な規定はなされていないが^(*18)、標準技術の濫用的

なライセンス交渉等がこれに該当する。

いずれにしても、ホールドアップによってなされる知的財産権の行使が正当な権利行使として認められるかどうかは一義的に判断することは出来ない。そのため、こうした行為については合理の原則によって判断がなされることになる。

4-2 米国司法省(DOJ)と連邦取引委員会(FTC)の指針

2007年4月に米国司法省(以下DOC)と連邦取引委員会(以下FTC)によって「Antitrust Enforcement and Intellectual Property Rights(反トラスト法の執行と知的財産権)」が公表された。この報告書ではイノベーションによって保護されるべき知的財産権と競争法との関係の分析が詳細になされている。報告書の第2章では、特許が標準として併合された際の競争の懸案事項と題してホールドアップ問題にも数多く触れており、その中で「標準化機関の参加者によるライセンス条件の事前の共同検討は、反トラスト法の当然違法に該当するとは思われない。標準規格の潜在的ライセンサーが特許権保有者とライセンス条件を交渉することを可能にすることによってホールドアップを減少させる共同行為を評価する場合には、通常合理の原則を適用する」と述べられている。これは従来、判例上で認められてきた合理の原則の適用をDOJとFTCが明確に認められるべきであると表明した点で大きな意味を有するであろう。

また、報告書ではホールドアップ行為を抑止するための対策が識者による公聴会を通じて述べられている。その中でも、潜在的なホールドアップの危険性を考慮すると、RAND条件でのライセンスや知的財産権の開示だけでは不十分であり、標準化機関の構成員はより詳細に定義付けがなされたライセンス条件やその透明性の確保、構成員によるパテントポリシーの遵守が必要であるとされている。

そこで提案された一つとして、標準策定前の単独権利者によるライセンス条件の事前公表や標準化機関の構成員と権利者との事前交渉が挙げられる^(*19)。

具体的には、標準化機関がオークションを開催し、知的財産の権利者に対し、仮に自己が有する技術が標

(*16) 伊藤隆史「技術標準化プロセスで知的財産権の行使と競争政策」知財研紀要(2007)

(*17) 合理の原則とは、事業者の当該行為が持つ競争促進効果と競争減殺効果を比較検討し、競争減殺効果が競争促進効果を上回っている場合には、当該行為を違法とする原則

(*18) 米国では何をもちいて法外なロイヤリティーと判断するのかについて、Georgia-Pacific Corp. v. United States Plywood Corp. 318 F Supp.1166, 1120 (S.D.N.Y 1970)において15の基準が示されている。

(*19) 米国司法省(DOJ)と連邦取引委員会(FTC)「Antitrust Enforcement and Intellectual Property Rights」参照

準技術となった場合にいかなる条件でライセンスを行うかという情報を標準化機関に提供する。その中で標準設定者は製品生産を行う際に最も低価格で済むように、事前に提示されたライセンス条件をもとに技術の選択を行うことが可能となる仕組みである。

こうした事前交渉の提案に関しては、標準設定プロセスの遅延や潜在的な反トラスト法適用の恐れなどの懸念事項は存在するし、法制化には多くの解決すべき課題が見受けられる。しかしながら、標準化活動について多くの問題を提起している米国で数多くの識者によって議論されたこの報告書は、今後の日本でも生じうる事態に対して対策となるべき多くの有用な示唆が含まれている。

4-3 日本の独占禁止法

上記ホールドアップに対する米国における判例や報告書の指針をもとに日本における独占禁止法の適用の検討を試みる。

わが国、独占禁止法は法目的において市場における公正かつ自由な競争を促進し、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とし(第1条)、①私的独占、②不当な取引制限、③不公正な取引方法、④経済力の過度の集中を防止するための規制規定を定めている。

また、独占禁止法21条では、知的財産権と独占禁止法との関係について規定しており、独占禁止法は、知的財産権の権利の行使と認められる行為にはこれを適用しないとされている。そこで「権利の行使」とはいかなる行為を指すのか解釈の分かれるところであったが、平成11年の公正取引委員会によって公表された「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」(以下、特許・ノウハウガイドライン)によると、特許法等による「権利の行使」と見られるような行為であっても、それが発明等を奨励すること等を目的とする知的財産保護制度の趣旨を逸脱し、又は同制度の目的に反すると認められる場合には、「権利の行使と認められる行為」とは評価されず、独占禁止法が適用されると解釈されている^(*)20)。

ここで、米国の事例でも取り上げたホールドアップで問題となる行為⁽¹⁾欺瞞的行為による競争上有利な地

位及び市場力の確立⁽²⁾標準設定プロセスの阻害行為、について国内法に基づいて考察する。

(1)については、標準設定段階において故意に自己の標準技術に関する情報を提供せず、標準技術に自己の権利が包含されるようになった場合、当該技術の市場や知的財産権の効力を勘案する必要はあるが、一般的には知的財産権の有する独占排他的効果から、当該市場において強力な影響力を占めることになる。その後(2)のような行為(EX:高額のロイヤリティーの請求)を行うことで、他の事業者を市場から排除し、または自己の意のままに支配し、結果として行為主体が市場における独占的地位を形成した場合には私的独占の適用が考えられる。

しかし、現実の独占禁止法の適用状況を鑑みると、不公正な取引方法の適用件数が圧倒的に多く、私的独占は1947年の法施行以来わずかに十数件にとどまっているという現状がある^(*)21)。

これは私的独占が要件とする一定の取引分野における競争の実質的制限が認められる市場支配力の形成の判断レベルと、不公正な取引方法で要件とされる公正競争阻害性の判断レベルが異なるため、立証負担が比較的軽い不公正な取引方法が便宜的に主張されているという事実によるものと思われる。

そのため、現実的に独占禁止法の適用可能性が最も高いのは、ホールドアップ行為によるライセンスの拒絶行為に対する不公正な取引方法の適用ではないかと考えられる。

通常のライセンスの場合、行為の目的、態様、問題となっている行為の市場における競争秩序に与える影響を勘案し個別具体的に判断し、技術保護制度の趣旨に逸脱し、または同制度の目的に反する場合は不公正な取引方法に該当する可能性がある^(*)22)。

ここでホールドアップ行為について考察すると、通常のライセンスの場合と異なり、対象となる権利は標準化されておりその権利を用いること無しには標準化活動を遂行することが出来ない状態であり、当然市場に及ぼす影響も大きい。故にホールドアップによるライセンス拒絶が不公正な取引方法に該当する可能性は高いものと考えられる。

ここで、私的独占と不公正な取引方法の関係につい

(*)20) 公正取引委員会「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」参照

※平成19年9月に特許ノウハウガイドラインを改定した「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」が公表され、特許ノウハウガイドラインは廃止されることになったが、独占禁止法21条に対する指針は同様であった点、及びに本稿の構成の都合により、特許ノウハウガイドラインを参照した。

(*)21) 伊従寛・矢部丈太郎編 実務解説独占法 Q&A(青林書房 平成19年)103頁参照

(*)22) 技術標準と競争政策 <http://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/ip/haihu12/siryu2.pdf> 参照

て述べると、私的独占が不当な取引制限と共に 89 条において 500 万円以下の罰金や 3 年以下の懲役などの罰則が定められており、支配型の私的独占には課徴金も課せられるようになった。これに対し、不公正な取引方法では、罰則や課徴金の対象とはなっておらず、私的独占に比べ悪性の低い行為規制という位置づけがなされてきた。そのため、私的独占の適用可能性がある場合は、不公正な取引方法を適用する実益は全くなく、同一の事案についての重複適用も考えられない^(*)23)。また、独占禁止法の適用は行為者による行為内容、因果関係、市場の大きさ等個別具体的に判断していくため、事業者による予見可能性という側面からも、ホールドアップがどのように取り扱われるか不明確である点も問題がある。

概括すると、ホールドアップ行為がもたらす市場への潜在的危険性(標準化の遅延・中止、訴訟の乱発等)を鑑みても、当該行為を未然に防ぐためには独占禁止法による法規制及び抑止の必要性がある。だが、現行法での私的独占の適用可能性は、過去の適用例から見ても低いのではないかと思われる。また、そのような風潮により、事業者が私的独占よりも立証負担の低い不公正な取引方法という手段を選ぶことに慎重になってしまう恐れがある。こうした事態を防ぐための有効な議論と規則化が望まれる。

4-4 公正取引委員会による指針

平成 19 年 9 月に従来の「特許・ノウハウガイドライン」を全面的に改定した「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」が公表された。本指針では、米国の影響もあったものと思われるが、技術の利用にかかわる制限行為を(1)他の者に当該技術を利用させないようにする行為、(2)他の者に当該技術を利用できる範囲を限定して許諾する行為及び(3)他の者に当該技術の利用を許諾する際に相手方が行う活動に制限を課す行為を挙げ、その態様や形式にかかわらず、実質的に技術の利用に対する制限行為を規制対象としている点に特色がある。その中で当該指針では以下の行為を私的独占または不公正な取引方法に該当する可能性があるものとして記載している。

「多数の事業者が製品の規格を共同で策定している場合に、自らが権利を有する技術が規格として採用された際のライセンス条件を偽るなど、不当な手段を用いて当該技術を規格に採用させ、規格が確立されて他

の事業者が当該技術についてライセンスを受けざるを得ない状況になった後でライセンスを拒絶し、当該規格の製品の開発や製造を困難とする行為は、他の事業者の事業活動を排除する行為に該当する。

また、公共機関が、調達する製品の仕様を定めて入札の方法で発注する際、ある技術に権利を有する者が公共機関を誤認させ、当該技術によってのみ実現できる仕様を定めさせることにより、入札に参加する事業者は当該技術のライセンスを受けなければ仕様に合った製品を製造できない状況の下で、他の事業者へのライセンスを拒絶し、入札への参加ができないようにする行為についても同様である^(*)24)。」

当該指針は、標準化プロセスにおいて、標準技術を有するものが標準化団体を欺くなど、不正な行為によって採択された標準権利の濫用行為を規制する旨の内容となっており、将来生じうるホールドアップ等の行為に対応したものであると言える。これは、問題が現実には生じた場合においても独占禁止法による対応が行いやすくなったという点で評価できるものであり、法的救済としての独占禁止法の基盤が固まりつつあるのではないかと考えられる。

5. おわりに

これまで、技術標準化活動においてその概要を紹介するとともに、潜在的な標準化活動の阻害要因となり得るホールドアップ問題に焦点を当てて考察してきた。現代の技術の高度化やネットワーク化の進展を考えると、標準化は各国の主要な産業政策として展開されることは明らかであり、その中で米国だけでなく世界各国でホールドアップのような知的財産権の濫用的行為が増加する可能性がある。

こうした背景の中、本稿では米国判例や指針を参考にし、将来起こりうるホールドアップの独占禁止法の適用の検討や、標準化機関における技術開示やライセンス条件について問題提起を行ってきた。その中で、今後はいかにホールドアップを未然に防ぐための具体的対策の考察を行うかが重要であると考えている。本稿で取り上げた事前策の中では、(1)RAND 条件の具体化、(2)パテントポリシーにおける標準に関連した特許権の開示の義務化の是非、についての詳細な議論が必要であると考えている。

(1)については、必須特許の判断の明確化や、ロイヤ

(*)23) 伊従寛・矢部丈太郎編「独占禁止法の理論と実務」47 頁、根岸哲・舟田正之「独占禁止法概説(第二版)」82 頁 参照

(*)24) 公正取引委員会「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」参照

リティーの上限額の設定、ライセンス条件の情報アクセスのシステム化など、標準化技術を有する事業者が参加しやすく、脱退させない環境作りが重要である。(2)については、特許権の開示を義務化することに関しては有識者の間でも議論が分かれるところである。また、特許権をどこまで開示するべきか、出願中の特許の開示等についての考察は今後の検討課題にしたい。

近年、情報通信技術、バイオ・医薬、エネルギーなど効率や利便性を最優先にしていた時代から地球環境や人間と調和した技術へとイノベーションの時代がシフトしている(*25)。

その中で技術の標準化はどうあるべきか。そして標準化を阻害するホールドアップに適切に対処し、多くの人たちが便益を受けられるような環境作りを考えていく必要がある。

最後に、本稿の書き始めから終わりに至るまで、様々な面から浜田教授に多大な御尽力を頂いた。浜田教授への言葉に尽くせぬ感謝と共に本稿を終えることとした。

(*25) 日本経済新聞 2008年1月1日号 参照